

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

葛城市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険事務の一部を外部に業務委託しているため、個人情報の取扱い・秘密保持について、契約書の中に特記事項を設け、遵守を徹底させることで対応している。

評価実施機関名

奈良県葛城市長

公表日

令和2年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、それぞれの業務に必要な特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険税の賦課及び徴収に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国民健康保険医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保険保健事業に関する事務</p> <p>・番号法の別表第二を基に当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。また、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>⑥国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当引継業務</p> <p>・個人番号を含む資格情報を国保情報集約システムに連携する。</p> <p>⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務(以下、「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険診療報酬支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国保情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(令和元年5月31日法律第17号施行時点)第9条第1項、別表第一(項番16、30)、第9条第2項</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日令第5号)(令和元年9月30日令第7号施行時点)第16条、第24条</p> <p>③葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第25号)(平成30年9月26日条例第18号施行時点)第4条第1項、別表第2(項番9)</p> <p>④国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)(令和元年5月22日法律第9号施行時点)第113条の3 第1項および第2項</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(令和元年5月31日法律第17号施行時点)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 ①別表第二の項番 1、2、3、4、5、6、9、11、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、104、109、120 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日令第7号)(令和元年12月26日令第9号施行時点)第1条、2条、3条、4条、5条、6条、10条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3 ③葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第25号)(平成30年9月26日条例第18号施行時点)第4条第2項、別表第2(項番9) ④葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月21日規則第3号)(平成29年3月17日規則第29号施行時点)第17条 【情報照会の根拠】 ①別表第二の項番 27、42～45 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、25条、25条の2、26条 【オンライン資格確認の準備業務】 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(令和元年5月31日法律第17号施行時点)附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ②国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)(令和元年5月22日法律第9号施行時点)第113条の3第1項および第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険課
②所属長の役職名	市民生活部 保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-44-5012
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-44-5012

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑤国民健康保険保健事業に関する事務	⑤国民健康保険保健事業に関する事務 ⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当引継業務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行うとともに、個人番号を含む資格情報を国保情報集約システムに連携する。	事前	国保情報集約システムの利用による追記
平成29年6月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事前	国保情報集約システムの利用による追記
平成29年6月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	番号法第9条第1項 別表第一 項番 16、30	事後	制度改正
平成29年6月30日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・項番1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106 ○(別表第二における情報照会の根拠) ・項番42～46	○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・項番 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106 ○(別表第二における情報照会の根拠) ・項番 27、42～45	事後	制度改正
平成30年11月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番 16、30	番号法第9条第1項 別表第一 項番 16、30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、24条 番号法第9条第2項	事後	制度改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月1日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・項番 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106 ○(別表第二における情報照会の根拠) ・項番 27、42～45	○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・項番 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 ・第1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、59条の3 ○(別表第二における情報照会の根拠) ・項番 27、42～45 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 ・第20条、25条、25条の2、26条	事後	制度改正
平成30年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月26日	平成30年11月1日時点	事後	更新
平成30年11月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成29年6月26日	平成30年11月1日時点	事後	更新
平成30年11月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム	事後	システム名変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム	事後	システム名追加
令和1年7月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番 16、30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、24条 番号法第9条第2項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点) 第9条第1項、別表第一(項番16、30)、第9条第2項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日令第5号)(平成31年3月29日令第3号施行時点) 第16条、第24条 ③葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第25号)(平成30年9月26日条例第18号施行時点)	事後	法令施行日等追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・項番 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119</p> <p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</p> <p>・第1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、59条の3</p> <p>○(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・項番 27、42～45</p> <p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</p> <p>・第20条、25条、25条の2、26条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(令和元年5月31日法律第17号施行時点) 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>①別表第二の項番 1、2、3、4、5、6、11、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、104、109、120</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日令第7号)(令和元年12月26日令第9号施行時点) 第1条、2条、3条、4条、5条、6条、10条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3</p> <p>③葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第25号)(平成30年9月26日条例第18号施行時点) 第4条第2項、別表第2(項番9)</p> <p>④葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月21日規則第3号)(平成29年3月17日規</p>	事後	法令施行日等追記
令和1年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年11月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成30年11月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	IVリスク対策 1.提出する特定個人情報保護 評価書の種類	新設	基礎項目評価書	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	IVリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	新設	十分である	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付が行 われるリスクへの対策は十分 か	新設	十分である	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセ ス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの 対策は十分か	新設	十分である	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	新設	委託しない	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	IVリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワー クシステムを通じた提供を除く。 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か)	新設	十分である	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシス テムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	新設	十分である	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	IVリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	IVリスク対策 8.監査 実施の有無	新設	内部監査	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	IVリスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	新設	十分に行っている	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、それぞれの業務に必要な特定個人情報を用いる以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険税の賦課及び徴収に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国民健康保険医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保険保健事業に関する事務 ⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当引継業務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行うとともに、個人番号を含む資格情報を国保情報集約システムに連携する。</p>	<p>⑤国民健康保険保健事業に関する事務 ・番号法の別表第二を基に本市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。また、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>⑥国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当引継業務 ・個人番号を含む資格情報を国保情報集約システムに連携する。</p> <p>⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務(以下、「オンライン資格確認の準備業務」という。) ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報をお利用するために、社会保険診療報酬支払基金が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格</p>	事前	<p>⑤・⑥ 事務の詳細について修正</p> <p>オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備作業のため (⑦追記)</p>
令和2年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備作業のため (医療保険者等向け中間サーバー等を追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点) 第9条第1項、別表第一(項番16、30)、第9条第2項</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日令第5号)(平成31年3月29日令第3号施行時点) 第16条、第24条</p> <p>③葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第25号)(平成30年9月26日条例第18号施行時点) 第4条第1項、別表第2(項番9)</p>	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(令和元年5月31日法律第17号施行時点) 第9条第1項、別表第一(項番16、30)、第9条第2項</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日令第5号)(令和元年9月30日令第7号施行時点) 第16条、第24条</p> <p>③葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第25号)(平成30年9月26日条例第18号施行時点) 第4条第1項、別表第2(項番9)</p>	事前	<p>施行時点修正</p> <p>オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備作業のため</p> <p>④追記</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点)</p> <p>第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 ①別表第二の項番 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、104、106、109、119</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日令第7号)(平成31年3月29日令第4号施行時点) 第1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、52条、53条、55条の2、59条の3</p> <p>③葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第25号)(平成30年9月26日条例第18号施行時点) 第4条第2項、別表第2(項番9)</p> <p>④葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則(平成</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(令和元年5月31日法律第17号施行時点)</p> <p>第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 ①別表第二の項番 1、2、3、4、5、6、9、11、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、104、109、120</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日令第7号)(令和元年12月26日令第9号施行時点) 第1条、2条、3条、4条、5条、6条、10条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3</p> <p>③葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第25号)(平成30年9月26日条例第18号施行時点) 第4条第2項、別表第2(項番9)</p> <p>④葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月21日規則第3号)(平成29年3月17日規</p>	事前	<p>施行時点修正</p> <p>オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備作業のため</p>
令和2年6月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-69-3001	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-44-5012	事後	ダイヤルインに修正
令和2年6月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-69-3001	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-44-5012	事後	ダイヤルインに修正
令和2年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年7月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	計測時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱い者数 いつ時点の計数か	令和1年7月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	計測時点修正
令和2年6月1日	IVリスク対策 4.特定個人ファイルの取扱い の委託	[○] 委託しない	十分である	事後	